

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

岩手厚生年金 事案 939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月31日から同年12月1日まで

私は、申立期間もA社B支店に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間もA社B支店に継続して勤務していた。」と主張しているところ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社B支店は、昭和23年4月1日にC市において厚生年金保険の適用事業所となり、同年12月1日にD市に移転し、再度、新規適用を受けた記録が確認でき、事業主から提出された社員カード及び同社事務担当者の供述から判断すると、申立人は、C市の当該事業所に同年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和23年9月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から2,400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日について、昭和23年12月1日と届出を行うべきところ、誤って同年10月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月及び

同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。